

岡山県地域公益活動推進センター設置規約<案>

(名 称)

第1条 この会は、岡山県地域公益活動推進センター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務局)

第2条 本センターの事務局は、岡山県社会福祉協議会内に置く。

(目 的)

第3条 本センターは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと暮らせる地域社会の実現に向けて、制度の狭間の課題を解決する仕組みづくりや支援を、県内の全ての社会福祉法人が実践していくための推進母体として設立する。

(事 業)

第4条 本センターは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 制度の狭間の課題解決に向けた研究開発と実践に関すること
- (2) 市町村域のネットワークづくりに関すること
- (3) 行政や多様な関係機関、地域住民との協力・協働に関すること
- (4) 地域公益活動に取り組む人材の育成に関すること
- (5) 地域公益活動の普及啓発、情報発信及び行政への政策提言に関すること
- (6) その他、本センターの目的を達成するために必要な活動

(会 員)

第5条 本センターの会員は、基礎団体会員と協力会員とする。

2 会員は、本センターの趣旨に賛同し入会申込みをしたもので、運営委員会で承認されたものとする。

第6条 基礎団体会員は、下記の各社会福祉施設種別協議会及び県・市町村社会福祉協議会を基礎に構成し、社会福祉施設種別協議会の会員又は県・市町村社会福祉協議会の中で、本センター会員を拠出したものを会員とする。

- (1) 岡山県社会福祉法人経営者協議会
- (2) 岡山県老人福祉施設協議会
- (3) 岡山県障害福祉施設等協議会
(県知的障害者福祉協会、県精神障害者社会福祉事業者協議会を含む。)
- (4) 岡山県保育協議会
- (5) 岡山県児童養護施設等協議会
- (6) 岡山県保護施設協議会
- (7) 岡山県社会福祉協議会
- (8) 岡山県内市町村社会福祉協議会

第7条 協力会員は、前条に掲げる社会福祉施設種別協議会に加入していない県内の社会福祉施設又は団体・個人で、本センターの趣旨に賛同し、本センター活動を賛助しようとするものとする。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 一旦納入された会費は、過誤納による場合のほか、返還しないものとする。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会員退会届を本センター運営委員会会長に提出するものとする。

2 会員が次の各号に該当する場合は、退会したものとする。

- (1) 退会の申出があったとき
- (2) 解散又は死亡したとき
- (3) 長期にわたり会費を滞納し、又は納入の意志がないとき

(運営委員)

第10条 運営委員は、社会福祉施設種別協議会、県及び市町村社会福祉協議会の代表者、県民生委員・児童委員協議会及び県共同募金会の代表者、福祉関係団体、学識経験者及び第13条に規定する地域公益推進会議の代表者等とする。

2 運営委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

3 欠員によって就任した運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 福祉関係団体については、運営委員会で承認されたものとする。

(役 員)

第11条 運営委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名、副会長 3名
 - (2) 地域公益推進会議代表委員 2名
 - (3) 監事 2名
- 2 会長、副会長、地域公益推進会議代表委員及び監事は、運営委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、本センターの業務を総括し、本センターを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 運営委員会は、事業計画及び予算、事業報告及び決算に関する事項の決定を行う。

3 事業推進について助言を得るため、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(地域公益推進会議等)

第13条 本センターの目的を達成するに必要な調査、研究及び実践活動を行うため地域公益推進会議を置く。また、必要に応じて課題ごとの部会を置くことができる。

2 部会の構成、任務等は地域公益推進会議で定め、運営委員会で承認する。

(会 計)

第14条 本センターの経費は、会費その他の収入をもってあてる。

2 本センターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第 15 条 この規約に定めるもののほか、本センターの運営に必要な事項については、運営委員会において協議して定める。

付 則

1. この規約は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。
2. 本センターの設立当初の運営委員の任期は、第 10 条第 2 項の規定にかかわらず、設立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。